

第44号議案

府中市児童育成手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 6 月 8 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

所得税法（昭和40年法律第33号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市児童育成手当条例の一部を改正する条例

府中市児童育成手当条例（昭和46年10月府中市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第4条第2項第1号の規定は、平成31年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。